

令和5年度 第11回豊能町教育委員会会議（2月定例会）会議録

日 時： 令和6年2月22日（木） 午後2時35分

分 開 会

場 所： 豊能町役場 2階大会議室

出席者： 教育長	森田 雅彦
教育委員	宮崎 純光
教育委員	富永 彰一
教育委員	小松 郁夫
事務局： こども未来部長	仙波 英太郎
教育総務課長	吉澤 亘
教育総務課長補佐兼	
保幼小中再編整備室副主幹	住原 聡
義務教育課長	峯 亜希子
こども育成課長	高田 浩史
生涯学習課長	千歳 あや乃
生涯学習課主査	小嶋 均
教育総務課主事	横山 悟士

傍聴者： 7名

会議次第

○審議事項

第13号議案 令和6年度豊能町教育基本指針（案）について

第14号議案 豊能町奨学資金条例を廃止する条例について

第15号議案 豊能町立留守家庭児童育成室条例の改正について

第16号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども
・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の改正について

第17号議案 豊能町子ども・子育て審議会条例の改正について

第18号議案 豊能町指定文化財の指定について

○各課・室からの報告

【教育長】

それでは会議を始めます。出席委員は3名です。過半数に達しておりますので、ただいまから令和5年度第11回豊能町教育委員会会議2月定例会を開会します。なお、坂口委員からは所用で欠席をする旨、また、馬渡委員につきましては都合によって休ませていただくかもわからないということです。会議録署名人を宮崎職務代理にお願いいたします。それでは議題に入ります。本日は審議事項が6件ございます。まずは第13号議案「令和6年度豊能町教育基本指針（案）について」です。事務局より説明をお願いいたします。

【義務教育課長】

第13号議案「令和6年度豊能町教育基本指針（案）について」、提案させていただきます。提案理由としましては、令和6年度における豊能町教育委員会の取り組みの方向性を定め、各保育所、幼稚園、こども園及び小中学校に周知し、その取り組みを推進していくためのものです。それでは、令和5年度の教育基本指針から大きく変更した箇所を中心に説明をさせていただきます。令和6年度豊能町教育基本指針をご覧ください。

まず、2ページ目の「はじめに」のところです。令和8年4月の義務教育学校開校まで残り2年となります。いよいよ開校が目の前に迫ってきております。来年度は豊能町保幼小中一貫教育グランドデザインに基づき、令和8年4月の義務教育学校開校に向けた総仕上げを行い、一貫性、継続性、発展性を大切にした未来を拓く教育をめざしていきます。

3ページ目をご覧ください。豊能町保幼小中一貫教育グランドデザインにつきましては、昨年度と同様の内容で、継続して進めていきます。「確かな学びと豊かな心の育成」、「グローバル人材の育成」、「地域とともにある学校づくり」を重点政策の1つとして、学校・家庭・地域の協働した取り組みを推進していきます。

4ページ目の令和6年度重点目標、重点項目は、下線部が変更箇所となります。6ページ以降につきましては、指導事項を記載しております。下線部が、昨年度との変更点となります。それでは6ページをご覧ください。1. 「保幼小中一貫教育グランドデザインに基づいた取組み」につきましては大きな変更はございません。7ページをご覧ください。学校・家庭・地域の協働に関する目標15です。今年度より本格実施の「とよの未来科」については、最終的には学んだことを発信する場、報告会等を開催し、豊能町の教育について、地域の理解を深めていきたいと考えております。続きまして2. 「学校、保育所及び幼稚園の再編に向けた取組み」につきましては、(2) 公私連携・幼保連携型認定こども園の開園に向けた取組みを、新たな項を立てて記載しております。内容につきまして変更はございません。3. 「乳幼児期の保育・教育の推進」4. 「子育て支援、児童虐待防止の取組み」につきましても、大きな変更点はございません。

続きまして14ページをご覧ください。5. 「小中学校の教育力の充実(1) 学習指導要領の確実な実施」につきましては、学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力、判断力、表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化へ主体的に向き合い、自らの可能性を発揮しようとする態度を養うことが重要となっております。

「①カリキュラム・マネジメントの充実」目標61については、学習指導要領及び学校教育法施行規則に定める標準時数を踏まえて、教育課程を編成すること。ただし、不測の事態に備えて、過剰に授業時数を確保するなど、標準時数を大幅に上回って教育課程を編成することの必要はないことに留意していきます。

「②主体的・対話的で深い学びの実現、学習指導の充実」につきましては、単元や、題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行っていきます。また、目標64につきましては追加をしております。児童生徒が自己調整しながら学習を進めていくことや、多様な他者と協働することなどを、発達段階に配慮しながら指導を行っていきます。

「③学習評価の改善」目標65について、指導と評価の一体化につきましてはこれこれまでも取り組みを進めておりましたが、具体的な内容を追記しております。評価方法については、挙手の回数や毎時間ノートを取っていることで、主体的に学習に取り組む態度を判断するような、誤った評価が行われないよう、必要性・妥当性が認められないものは見直すようにしていきます。続きまして15ページです。

「④国旗・国歌の指導」についてです。目標 66 については、「運動会、体育大会等についても国旗を掲揚すること。」を追加しております。「(2) 学力向上の取組みの充実」については、本町も学力の低下傾向が見られていますので、各学校において、これまでの学力向上の取組みの成果を踏まえ、組織体制を有効に機能させ、学力や学習状況に関する調査結果を活用するなどして、PDCA サイクルに基づいた取組みを充実し、子ども一人ひとりの確かな学力の育成を図ることを大事にしていきます。

内容としましては、16 ページの「⑤学びに向かう環境づくりの充実」目標 78 に、「家庭学習のススメ」の記載がございますが、こちらにつきましては、今年度見直しをしましたので、こちらを活用して学習環境づくりを改善していくようめざしていきたいと思っております。「(3) 外国語（英語）教育の充実」については目標 80 で中学校での取組みを記載しておりますが、来年度については Web アプリを利用した学習を取り入れて、主体的にコミュニケーションを図ることができる力を養っていききたいと考えております。

続きまして、17 ページです。6. 「障害のある子どもの自立支援」につきましては、支援教育に対する取組みを大きく見直しましたので、こちらの項目につきましても目標の見直しを行いました。障害の有無にかかわらず、すべての子どもが地域社会で豊かに生きるために、すべての学校園において、多様な学びの場を保障するとともに相互理解を深め、すべての子どもが安心して学校生活を送ることができる集団づくりをより一層推進し、一人ひとりの子どもの自立に向けた効果的な指導・支援の充実を図ることを大事にしていきます。内容につきましては、ご確認をお願いいたします。

続きまして、18 ページです。7. 「豊かでたくましい人間性のはぐくみ」についてです。19 ページの目標 99 につきまして、昨年度までは在日外国人だけを取り上げておりましたが、様々な人権問題がありますので、「人権教育の推進にあたっては、女性、子ども、障害者、同和問題、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題に関する正しい理解を深め、解決をめざした教育を総合的に推進すること」へ変更をしております。

また「(3) 読書活動の推進」については、読書をする楽しさを実感できるような取組みを進めていきたいということで、目標の見直しをしております。

20 ページです。「(4) 不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への取組みの推進」につきましては、目標が昨年度より増えているように見えますが、他の箇所でも書かれているものを集約、見直しをして、整理し、まとめさせていただいております。目標 105 につきましては定期的なスクリーニングやアンケート、日頃の授業観察を通じて、不登校の兆しを把握し、未然防止に努めていきます。また 107 番につきましては、いじめを認知した場合、学校いじめ対策組織を中心に、いじめに至った背景を的確に把握したうえで解消までの方針を立て、迅速かつ丁寧に対応するというアセスメントを大事にしていききたいと思っております。

続きまして 23 ページです。10. 「学校の組織力向上と開かれた学校づくり」の「(2) 働き方改革」についてです。これまでも働き方改革につきましては、取組みを進めてきておりますが、教員が子どもたちと過ごす時間や、自らの資質・能力の向上を図る時間を確保・充実できるような働き方改革となるよう、取組みを進めていきたいと思っております。それ以降の内容につきましては、大きく変更点はございませんので説明は以上とさせていただきます。

教育基本指針の最後には資料としまして、昨年度と同様、豊能町教育大綱と豊能町いじめ防止基本方針を追加してまとめていきたいと考えております。説明は以上です。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

【教育長】

ありがとうございました。令和 6 年度の本町の教育基本指針の案につきまして説明がございました。質問等、何かご意見がありましたらお出してください。

【委員】

事前に送っていただいたものを拝見し、技術的なことと中身的なことの両方で気になるところがありました。まず目次のところで 2 か所です。2. 「学校、保育所及び幼稚園の再編に向けた取組み」というタイトルになっておりますが、法律的には幼稚園は学校です。学校の後にま

た幼稚園があるのはおかしいので、ここは5番と同じように小中学校、保育所及び幼稚園とする方がより良いのではないかと思います。次に、2ページの「はじめに」の2行目のところで、「子ども達」の「達」はひらがなではなく漢字にしておくのでしょうか。この表記の仕方は、漢字が良いのかひらがなが良いのか何か統一基準はあるのでしょうか。

【義務教育課長】

どちらかで統一いたします。

【委員】

次に4ページの3. 「乳幼児期の保育・教育の推進」(1) 「保育所、幼稚園、こども園」とありますが、「こども園」という表記だけでいいのか、「認定こども園」と書くべきなのか、その辺はどうでしょうか。ご検討ください。

【こども育成課長】

認定こども園に修正をしたいと思います。

【委員】

他には、目次や4ページ等、全体的に数か所出てきている「障害」という表現です。国や府でも色々な表記があると思います。私自身も使いますが、「障がい」と「がい」をひらがなにすることによって、少しやわらかい表記になるかもしれません。また統一して表記を合わせてください。次に、5ページのところです。9. 「教職員の資質向上」(2) 「体罰、セクハラ防止の取組み」と書いていますが、(3) は「職場におけるハラスメント」と書かれています。セクハラだけではなく、ハラスメント全般が問題になっていると思います。少なくとも、セクシャルハラスメントだけに限定した表記にするのは改めた方が良いかもしれません。

12. 「家庭教育の支援の充実」で「充実」を追加したのは良いのですが、(1) 家庭教育力向上という表現はどうなのかと思います。教育力だけよりは、例えば子育て力みたいなものを加え、子育て力と教育力といったもう少し幅広く、定義した方が良いのではないかと感じました。

次に、13が(1)から(8)までありますが、この並びで良いのだろうかと思っています。人権教育の推進が最後に書いてありますが、むしろ最初に持ってくる方が良いかと思います。生涯学習の推進から始まり、個別のことがあって最後に人権教育の推進という非常に大きなテーマとなっています。今まではこの順番なのですね。

今のことにも関連をしますが、7ページの目標11の表記の仕方、かぎ括弧つきで「地域とともにある学校づくり」の実現のため、とあり、その次の学校運営協議会と、地域学校協働活動は括弧なしになっていますが、目標12は、「学校運営協議会」がかぎ括弧になっているので、これも統一した方が良いのではないかと思います。

目標15で、「豊能町の教育について地域の理解を深めること」となっていますが、「理解」だけではなく「理解と協力」にしても良いかもしれません。それから目標17で、「保護者・地域住民・教職員」と書いてありますけれども、こここのところだけ「地域住民」と「住民」の言葉が入っています。囲みの中は「学校・家庭・地域」と、「地域」だけで終わることもあるので、統一するか使い分けのどちらかでお願いします。

10ページ目標32のところ、質問になりますが2行目のところにかぎ括弧つきで「食を営む力」と書いてありますがこれはどういったものでしょうか。ご説明をいただくと幸いです。

11ページ(5) 「保育士・教諭の資質向上について」となっていますが、こういう時は「資質・能力」と書いていることがありますので、「資質・能力の向上」とした方が良いのではないかと思いますというのが私の意見です。

14ページの5. 「小中学校の教育力の充実」のところで(1) 「学習指導要領の確実な実施」となっていますが、令和3年1月の令和の日本型学校教育云々のところで、まだ定着をしていないということで、しばらくは新学習指導要領を出すまでは、学習指導要領をまずはきちっと定着をさせることが大切です。だから、「確実な実施」よりは、「確実な定着と実施」とする方が良いではないでしょうか。

②「主体的・対話的で深い学びの実現学習指導の充実」のところで、実現と学習の間にコンマを入れた方がいいかと思います。③「学習評価の改善」では「学習指導要領の趣旨を適切に反映し…」とのことですので、5.(1)も、私は「学習指導要領の確実な実施」よりは「学習指導要領の趣旨の確実な定着と実施」とするの也不错だと思います。

16 ページ(3)「外国語(英語)教育の充実」のところで、話すことを2つに分けて5つの領域と書いていますが、目標80では「4技能5領域」という言い方をしているので、囲みの方も、「4技能5領域」とした方が合うのではないかなと思いました。話すことを「やりとり」と「発表」の2つに分けることはすごく大事だと思います。

17 ページ(2)「一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実」は、私は大賛成です。今まで特別支援教育という、あくまで教師の立場、大人の立場からの言葉でしたが、本来はむしろその一人ひとりの子どもが求めているニーズ、本当は日本語にしたほうがいいかもしれません。「教育的ニーズに応じた」というこの言い方は、私はとても良いなと思っています。この辺のところはぜひ、「一人ひとりの教育的ニーズに応じた」と書いたことは、ぜひ現場の先生方にも理解して欲しいなと思っています。

22, 23 ページ(4)「公務員としての自覚の向上(不祥事の防止)」のところで、特に23ページ目標126「職務の特殊性やインターネットの特性」のところについて、「インターネットの特性」と書いてしまうと包括的でいいのですが、もう少し具体的に、「SNS等のインターネットの特性」と書いた方が読む側はわかりやすいのかなと思いました。そういう面で言うと、例えば児童・生徒あるいは保護者と個人的なやりとりは厳格に禁止にするみたいなことは今後、問われるのだらうと思います。生徒との個人的なLINEでのやりとりは今、非常に問題を起こしています。具体的に今起きていることについて、研修の時に指摘をした方がいいなと思っています。

28 ページ(5)「生涯スポーツの振興について」ですが、全体を見るとスポーツと同時に文化芸術の振興というようなことが、27ページ(4)でユベルホールに関して書いてありました。むしろ、(5)と同様に、文化芸術の振興についての項がある方がいいかと思います。豊能町として、スポーツだけではなく文化芸術についても、教育委員会として更に、町民の活動を奨励するというようなことがあるといいなと思いました。

最後、29 ページ(8)「人権教育の推進について」のところが何かあっさりとして書いてありますが、条例その他、別のところで提示しているので、私はこれで良いだらうと思います。以上です。

【委員】

見させていただきまして少し気になりましたのが、25ページ目標150「緊急対応者名簿の作成と関係機関との調整を図ること」と書かれています。令和5年度では、26ページ(4)「学校の体育活動中の事故防止の取組み」の目標の下に書かれていたのですが、どういう意図で変更したのか教えていただけますでしょうか。よろしくお願ひします。

【義務教育課長】

ご指摘たくさんありがとうございます。表記につきましてはもう一度整えられるように、全体を見直しまして、再度検討していきたいと思っています。「障害」につきましては、国での表記の仕方、大阪府での表記の仕方、豊能町での表記の仕方が3つとも違っているということで、豊能町での表記の仕方へ昨年度に整えたという経緯がございます。それから、ご指摘がありました目標150の緊急対応者名簿の作成につきましては、変更したのは保健安全の項にまとめたということになります。書かれている箇所を移動して整理させていただきました。

【委員】

人権の表現を前に持ってくるということは以前から気になっていました。最後に少しだけ書いている感じがしますが、様々な意味で人権教育というものは、国際的にも大事なことです。順序的に上げられるのであれば上げたほうがいいかと思います。

目次の12.「家庭教育の支援の充実」というところが、昨年度は「地域の教育コミュニティづくりと家庭教育の支援」となっておりました。

「学校と家庭と地域」という表現が増えているなと思いましたが、「教育コミュニティ」と

いう表現がなくなっているのが少し寂しいと思いました。併せていただいている大阪府の指導助言には、教育コミュニティづくりの推進が謳われていて、その次に家庭教育支援の充実となっています。私が現場にいたとき、学校を中心とした教育コミュニティで、地域の方々がそこで一緒に活動していました。豊能町だけではないですが、活動が弱ってきていると感じます。

そういったことを踏まえて、「教育コミュニティづくりの推進」というのは、表現がそのまままで良いかは別としても、きちっと謳っていることが大事ではないかなと思いました。去年の表現は、「地域の教育コミュニティづくりと家庭教育の支援」となっていて、最初が「教育コミュニティづくりの推進」で、子どもたちの学びや成長を支えるために、学校・家庭・地域が連携して、教育委員会全体として、地域を見ていくということだと思います。だから、教育コミュニティづくりを教育委員会が進めていきますよ、豊能町が進めていきますよ、ということは謳い続けていく必要があると思います。

具体的には、大阪府の指導助言の教育コミュニティづくりと家庭教育の支援の中で、「親学習」という表現があります。豊能町は保育所・幼稚園の親に対する支援についてはよくやっていると思いますが、学校に上がるとあまりそういった相談がありません。

例えば、豊能町は今とても不登校が増えていると思います。また、その不登校がなかなか解決しません。教員の早期発見・早期対応が遅れていると思います。見つけたその時に対応していれば解決しているものが、解決しないで放っておいたことで長期化してしまっています。これは現場の話ですが、地域でそういうことを応援できる体制も必要かと感じます。

昨年度の話ですが、ある小学校で学校に行けない子どもに対して地域の民生委員さんが送っていくと事例があり、結果不登校を克服できたという話を聞いています。そういった応援の体制に民生委員さんや民生児童委員さんが色々関わろうとしていただいていることが、教育コミュニティづくりだと思います。

一昨日の話になりますが、光風台小学校で見守り隊という人たちの組織があります。民生委員だけではなく個人的にしている人もいて、その人に対してお礼の会を学校が開きました。その時に思いを聞いてみると、やはり子どもを地域で育てようという気持ちがすごくあることがわかりました。そういったことを明文化するべきだと思いますので、12番の「地域の教育コミュニティづくりと家庭教育の充実」という部分は、そのままにしておいていただけたらと思います。目標の156について、去年の「学校施設、設備を学校運営に支障のない範囲で地域に開放すること。」があります。これは体育館を主に指していると思いますが、義務教育学校になった際に、やはり地域の人も使っていただけると、学校以上に綺麗に掃除をしていただけたらするので体育館が美しく残ると思います。そういったことも含めて、教育コミュニティは大事にしないといけないと思います。以上です。

【義務教育課長】

ご意見ありがとうございます。教育コミュニティづくりにつきましては、カットしたというよりは、地域とともにある学校づくりということで、昨年度は2ヶ所に分かれて書かれていた内容を一つにまとめ、来年度版につきましては7ページに目標を移しました。しかし、富永委員のご意見もよく理解できますので、その点は、地域と一緒にコミュニティづくりをしていくということが、なくなってしまったという印象を持たれないような内容になるように、再検討していきたいと思います。

【教育長】

他にご意見等ございませんでしょうか。今回欠席されている委員さんからもご意見、ご感想をいただいておりますので、本日いただいたご意見を事務局で再度調整して、3月の教育委員会会議で再度提案をさせていただこうと思います。

続きまして、第14号議案「豊能町奨学資金条例を廃止する条例について」でございます。事務局より説明をお願いいたします。

【教育総務課長】

第14号議案「豊能町奨学資金条例を廃止する条例について」提案をさせていただきます。議案の案文を朗読する形で提案をさせていただきます。豊能町奨学資金条例は廃止する。しては令和6年2月22日提出。提案理由につきましては、豊能町奨学資金条例以外にも、国、大阪府及び支援団体等による奨学資金貸付の制度がたくさん出てきております。該当者の要望に合った制度は多数整っていること。また、本町での奨学資金の貸付制度の利用者も減少傾向にあることから、本町の制度を廃止するものです。次のページになります。この条例自体を廃止するという形になりますが、現行貸し付けをしていらっしゃる方、貸し付けを受けて返還をされてる方がいらっしゃいますので、附則として、この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の豊能町奨学資金条例の規定に基づく資金の貸し付けを受けているものについては、この条例が廃止された後も、なおその効力を有するという附則をつけております。それによって現行貸し付けを受けられた方のフォローもできると考えております。次のページにつきましては現行法令の原文を参考資料としてつけさせていただきます。説明は以上です。よろしくお願いたします。

【教育長】

ありがとうございます。説明が終わりました。質問、ご意見等ございましたらお出してください。

【委員】

基本的な質問になりますが、町の財政がきつくなつたからでしょうか。奨学資金を必要とする人がいたら、率先して出す町であるべきだと思うのですが、他の市町村のことも含めて、もう少し具体的な理由を教えてください。

【教育総務課長】

確かに色々な制度があり、それを活用していただけたらというのもあります。実際に、今年度につきましては、この制度の申請は0件でした。その前の年も1件と、だんだん利用される方が少なくなってきました。豊能町教育委員会としましては、新たな形で子どもさんやご家庭に支援ができないかということを考えております。

今年度、町長の施策の1つとして、中学生の給食を無償化としました。この奨学金制度を利用しているのは高校生や大学生です。町内在住の方につきましては交通費がかなりかかりますので、一部補助ができないかと検討しているところです。また、制度設計は現在作成していて、来年度分の予算要求をし、認めていただけるような形をとっていかうと考えております。以上です。

【教育長】

奨学資金制度について廃止はしますが、別の形で高校生の通学費の一部を補助できないかということです。本当に様々な奨学資金制度があり、本町の奨学資金制度を利用する方も減少してきております。それに代わる施策を議会に提案し承認を得られれば、次年度から新たな形で支援をしていくということです。

【委員】

提案されたことについて、特に私は質問や異議はありません。いま色々な奨学資金があるというようなお話でしたので、ぜひ中学生から高校生に対して、或いはそのご家庭に対して緻密な情報提供をしていただきたいです。漠然にではなく、失礼にならない程度に金銭面で悩んでるらしいお子さんやご家庭があったら、例えば中学校長或いは高校を通して、日本には色々な制度がありますよという丁寧な周知徹底だけはぜひお願いしたいというのが私からの意見です。以上です。

【委員】

現在の高校生や大学生の奨学資金制度について、貸与額がどれくらいなのか等、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

【教育総務課長】

資料の裏面をご覧くださいますと、別表第6条の関係ということになっております。これは申請された方が審査を通過して、受けることができた場合の月額金額になっております。受けられるのは、高校生の方でしたら3年間、月々ではなくまとめて4か月分という形でご家庭の口座に振り込みをさせていただいております。その際には、確定した額をご案内させていただいてから、振り込みをさせていただくという流れになっております。大学はもう少し費用がかかりますので、金額がこのような額になっているというところです。

今、考えております交通費補助につきましては、実際にかかっている費用の全てはみれません。阪急バスの場合、通学定期でも年間10数万かかり、その分を丸々は難しいので、一定の定額分を一部補助という形で考えているところです。

【教育長】

他に質問はございませんか。無いようであれば採決に移ります。ただいま説明のありました第14号議案「豊能町奨学資金条例を廃止する条例」について、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

【教育長】

部長をお願いします。

【こども未来部長】

奨学金条例を廃止するということについては、当然教育を受ける機会の一部を奪うという考え方もあります。ただ、やはり町として全体のことを考えて、限りある財源をどのようにしたら有効に活用できるかというところで、教育委員会の事務局内でも考えました。奨学資金につきましては、先ほど申し上げましたように、他の色々な制度がございます。

先ほど小松委員からご指摘を受けましたように、それをどう周知していくかについては今後の課題になるかと思えます。一方で、先ほど吉澤課長がご説明いたしましたように、ここ近年は1名とか0名、今年度に至っては利用希望者が0名ということになります。この奨学資金を活用していないけれども生活が厳しいご家庭もあります。

特に豊能町という土地柄では、中学校までは徒歩通学だったものが、高校へ進学するとバス・電車と公共交通機関を利用せざるを得ない状況となり、バス代や電車代がすごく高くなります。豊能町の限られた財源を、高校生を対象に幅広く支援できる方法を事務局として考えた結果、この奨学資金条例を廃止してその代わりに豊能町にお住まいの方に幅広く支援ができる方法を今回提案させていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

【教育長】

仙波部長から補足の説明がございました。もう一度採決を行います。第14号議案「豊能町奨学資金条例を廃止する条例について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、第14号議案は可決されました。次に移らせていただきます。第15号議案「豊能町立留守家庭児童育成室条例の改正について」でございます。説明をお願いいたします。

【こども育成課長】

それでは、第15号議案「豊能町留守家庭児童育成室条例の改正について」ご説明いたします。議案書、概要説明書、新旧対照表に沿ってご説明いたします。まず、議案書をご覧ください。提案理由は、吉川小学校内に留守家庭児童育成室を新たに設置するため、所要の改正を行うものです。次に、改正案文をご覧ください。一部を読み上げいたします。豊能町立留守家庭児童育成室条例（平成12年豊能町条例第1号）の一部を次のように改正する。第1条の表に次のように加える。豊能町立吉川留守家庭児童育成室。豊能町吉川419番地。附則、この条例は令和6年4月1日から施行する。

ここで、本条例改正の趣旨をご説明いたします。現在、吉川小学校在籍児童の育成室利用につきまして、午後5時までは吉川小学校内の空き教室を利用し、午後5時を超えて利用する児童のみ、公用車、通称シルバー便で東ときわ台育成室に移動して、保護者の迎えの時間までを過ごす運営方法としています。令和6年4月以降の吉川小学校在籍児童の利用者を募集したところ、全学年合計20名の申請があり、そのうち14名が午後5時以降の利用を希望していることが判明いたしました。このため、授業終了後の児童の生活の安定を確保することを最優先に考慮した結果、現在の運営方法を見直し、午後5時以降も引き続き吉川小学校敷地内で過ごすことができるよう、新たに吉川留守家庭育成室を設置することにしました。参考資料として、概要説明書及び新旧対照表を添付しています。説明は以上でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

【教育長】

説明が終わりました。質問等がございましたらお出しください。

【委員】

2つお伺いします。1つ目ですが、留守家庭の「留守」とはどのような定義になるのでしょうか。今の話を聞いていると、授業が終わって放課後から保護者が帰宅するまでの時間と考えていいのでしょうか。

2つ目ですが、この育成室にいる間、何か計画された活動とかはあるのか、それとも子どもがその部屋にいて何をするか子どもに任せるといったことなのでしょうか。この2つのことをお伺いしたいと思います。

【こども育成課長】

1つ目のご質問について、留守家庭の「留守」の定義でございますが、放課後自宅へ児童が帰ってもそこで適切に監護する者がいない、その意味合いが「留守」と捉えております。

2つ目のご質問について、育成室でのプログラムでございますが、基本的には子どもたちが放課後、育成室に直接行き、そこでおやつを食べたり宿題をしたりし、そのあとは自由に遊ぶという形をしております。三季休業中あるいは学期中何度かは育成室でのプログラムを組み、例えば、外部の方を呼び、広場を使いおもちゃを持ってきていただいて遊ぶ等もしております。以上です。

【委員】

吉川小学校の新1年生が今度25人になるそうです。そういう具体的な事情がでてきて、子どもたちが安心して過ごせるということを中心にしていこうという意味でとても素晴らしいことだと思います。東ときわ台小学校に連れていくということについて、今までは人数が少なかったからそういった手だてがあったかと思います。吉川小学校の子どもたちは、ちょっとお客さんとして行っているみたいな気分があったのではないかと思いますので、とても素晴らしい施策だと思います。

1点だけ、放課後に学校支援コーディネーターとかが、ボランティアでわくわくみたいなことをされていますよね。そこにこの育成室の子たちが来るということが実際には行われていて、それは育成室で指導されている方を、ある意味助けていることにもなっていると思います。そういう施策をもう少し充実してあげたら、その育成室における子どもたちも色々なことができているのかと思います。育成室があるからそこで見るだけではなく、みんなで見ていくこ

とは改めて考えていって欲しいと思います。このことについては大賛成です。

【教育長】

ありがとうございます。採決を行います。第 15 号議案「豊能町立留守家庭児童育成室条例の改正について」、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって第 15 号議案は可決されました。次に第 16 号議案「豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の改正について」です。事務局より説明をお願いいたします。

【こども育成課長】

それでは第 16 号議案「豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の改正について」につきましてご説明いたします。なお、本町におきましては国の基準制定に基づき、平成 26 年度にこの条例を制定いたしました。現在のところ、町内には本条例に該当する特定子ども子育て新施設で施設型給付費を町から受ける事業所はございません。

それでは議案書、概要説明書及び新旧対照表に沿ってご説明いたします。まずは議案書をご覧ください。提案理由は、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）」の改正に伴い、規定の整備を行うものです。続いて、概要説明書をご覧ください。条例の概要及び主な改正内容についてご説明いたします。子ども・子育て支援法第 34 条第 2 項の規定において、「市町村は特定教育・保育施設の運営について、条例で基準を定めなければならないこと」とされています。

このうち、本改正に係る基準につきましては、内閣府令で定める基準を参照し定めるものとされています。今般の内閣府令改正に伴い、当該条例についても内閣府令と同様の改正を行うものです。条例第 23 条においては、「特定教育・保育施設は、運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担等に関する重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して、公衆の閲覧に供しなければならないこと」とするものです。条例第 62 条においては、条文中の「磁気ディスク、CD-ROM その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるもの」について、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改めるものです。

また、子ども子育て支援法第 19 条第 2 項が削除されたことに伴い、改正前の第 19 条第 1 項の記載をなくし、第 19 条と表示されます。そのため条例中、子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項を引用している多くの箇所については、「第 19 条第 1 項」を、「第 19 条」に改め、その他所要の改正を行うものです。なお、施行期日は令和 6 年 4 月 1 日としております。続いて、改正案文をご覧ください。改正箇所が多数ございますので、読み上げは省略いたします。参考資料として新旧対照表を添付しています。説明は以上でございます。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

【教育長】

説明が終わりました。質問等ございましたらお出してください。

それでは採決に入ります。ただいま説明のありました第 16 号議案「豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の改正について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、第 16 号議案は可決されました。次に第 17 号議案「豊能町子ども・子育て審議会条例の改正について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

【こども育成課長】

それでは第 17 号議案「豊能町子ども・子育て審議会条例の改正について」につきましてご説明いたします。議案書、概要説明書、新旧対照表に沿って説明いたします。まずは、議案書をご覧ください。提案理由は、当該条例において引用する子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部改正に伴い、規定の整備を行うものです。

次に、改正案文をご覧ください。一部を読み上げいたします。豊能町子ども・子育て審議会条例（平成 25 年豊能町条例第 26 号）の一部を次のように改正する。第 1 条中、「第 77 条第 1 項」を「第 72 条第 1 項」に改める。なお、施行期日は公布の日としております。参考資料として、概要説明書及び新旧対照表を添付しています。説明は以上でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

【教育長】

ありがとうございます。質問、ご意見等ございましたらお出しください。それでは質疑を終結いたします。採決を行います。ただいま説明のありました第 17 号議案「豊能町子ども・子育て審議会条例の改正について」、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、第 17 号議案は可決されました。最後に、第 18 号議案「豊能町指定文化財の指定について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

【生涯学習課長】

それでは第 18 号議案「豊能町指定文化財の指定について」、ご説明申し上げます。議案書の 1 枚目をご覧ください。提案理由としましては令和 6 年 1 月 24 日付、文化財保護委員会の意見を受け、豊能町文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、豊能町指定文化財に指定するため、本案を提出するものでございます。指定しようとする文化財は、名称：走落神社古面（鼻高面）、種別：有形文化財（有形民俗文化財）、時代：室町時代、形態・員数：古面・1 対、作者：川尻別當皆乗、所有者：走落神社、所在地：木代 1556 番地です。

詳細につきましては後程担当よりご説明いたしますが、その説明の前に今回豊能町指定文化財として指定しようとするに至った経緯をご説明いたします。令和 5 年 6 月頃、走落神社総代より、神社社殿奥に古面（神面 2 体）が保管されており、これを後世に伝えていきたいと考えていることから、この古面の文化財的な価値や保存の方向について、宮司、総代間で共通認識をしておきたいとのことでした。翌 7 月に担当が神社に出向き資料を確認したところ、当該資料は室町時代の面であり、大阪府内においても現存する資料は数少なく、かつ、製作時期、製作者が明らかな資料であって貴重なものであることが判明しました。教育委員会では、この資料の保護を図り、さらに詳細を知るため、専門家による調査が必要となると判断しました。その後、昨年 11 月 17 日、走落神社において、文化財保護委員会を開催、神戸女子大学文学部教授樹下文隆先生による調査、説明が行われました。

この調査を受け、本年 1 月 24 日、再度文化財保護委員会を実施、出席委員全員より町文化財指定相当との意見を得ました。それではこれより詳細について担当より説明させていただきます。

【生涯学習課】

よろしくお願いいたします。添付の調書及びスライド、また添付の写真も付けておりますので、それによって説明させていただきます。まずはスライドで確認していきたくと思います。ご覧の通り、2 面ありまして正面からの写真であります。2 面とも非常に鼻が高く、鼻高面と呼ばれる範疇に入るものであります。残念ながら、一部分がかなり朽ちておりますが、500 年程のものになりますので致し方ありません。まず、文化財の名称は走落神社古面（鼻高面）であります。員数は一対、時代は室町時代であります。所在地は木代 1556 番地、所有者は走落神社であります。

概要について、鼻高面一対で赤色面の方が縦23cm、横幅16.5cm、厚さが18.5cmあり、人がちょうどかぶる形の大きさになっております。続いて青色面ですが、こちらは縦長24.5cm、横幅16.5cm、厚さ12.5cmという形になります。色について、白色下地を使っており、下地の白の上に赤色を着色しているという手法をとっております。また青面について、部分的に白いものが出ていていると思いますが、白色下地の上に緑青色をかけているためです。

2面とも、口ひげ、頬髭、眉毛などの表現が明確に残っており、貴重なものであります。形態でございますが、2面とも目は丸く線り抜かれております。また、赤色面では鼻にあたる部分には息抜き穴と思われる穴が開けられております。これは青色面も鼻の部分に同様に穴があげられております。少し見えにくいですが、2面とも両側面の耳のところには紐を通す穴があげられており、紐をつけて人が装着するような形になっているということであり、材質は木製です。樹種はまだ不明であります。また、裏面に墨書があり、2面ともほぼ同じ内容が書かれています。赤面について、梵字で「ア」という発音です。阿吽の阿です。花押という署名にあたるものが入っていますが、判読不能でした。

あと、右側面に文字が入っており、「永禄二、己未、八月吉日」、さらに左手には、こちらの文字はよく見えませんが、「摂州能勢川尻別當皆乗」という形で入っております。次に青面を見ますと梵字で「ウン」で、阿吽の吽が入っています。おそらくここにも、花押が入っていて、赤面と同じ署名がされていたと推察されます。同じく「永禄二、己未、八月吉日」、消えて見えませんが、左には「摂州能勢川尻別當皆乗」という形で入っていたと思われ、本資料は川尻地区の旧氷川神社に伝わってきた一対のお面であります。明治40年の神社合祀により走落神社に移され、走落神社の神宝として伝えられてきたものであります。

資料は彩色が鮮やかに残り、口髭、頬髭、眉毛などの表現も明確に残っております。制作当初からこの色が塗られていたものかは明確ではありませんが、この彩色が永禄年間のものとするれば、非常に貴重なものとなります。2面とも下地には白色を使い、赤色面は赤色を、青色面は緑青色を着色しております。面の形は丸く作られています。目は丸くくり抜かれ、鼻はまっすぐに取り付けられております。鼻が上に反るのが天狗面系で、下に下がるのが伎楽面系であります。その中間的な形でまっすぐ鼻がつけられています。この形態から、鼻高面と呼ばれる系統のものに入ります。

口の表現について、赤色面では開け、もう一方の青色面では閉じています。つまりこれは一対のもので、これは裏面の墨書でも確認されております。口を開けた赤色面は梵字で「ア」、閉じた青色面は「ウン」の阿吽の面であります。一対の阿吽面、陰陽面という呼び方もされるようです。鼻の高さが変えられているのも、これが一対の面であるということを表しております。また、裏面に墨書が残されています。額部分の梵字、あご付近には制作者と思われる花押が記されています。この花押は赤色面には明確に残っていますが、青色面には少し薄れていますが、おそらく同じものが入っていると確認できます。墨書の他の部分の時代も2面とも同じものと見られることから、同一人物の手によってこの墨書が書かれたと確認されます。

これらの情報から、この面が同一時期に同一人によって作られたもので、さらに製作段階で、阿吽一対の面を意図して作られたものであることがわかります。作者は「川尻別當皆乗」とされておりますが、残念ながら「別當」という職や、「皆乗」という人物は不詳であります。現在は走落神社で木箱に保存されていますが、この木箱には「永禄己未八月吉日摂州能勢郡川尻別當皆乗」と古面の裏面墨書から写された情報とともに「明治四拾年十月式日本村大字川尻村元村社氷川神社ヨリ移ス 村社走落神社所蔵」と記されており、この古面の経歴情報が記されております。面の材質は木製ですが、樹種は不明です。ただし、二面とも下辺部に損傷が見られますが、損傷しやすい鼻の先端などに擦れなどの使用痕跡がみられないことから、これらの損傷は使用によるものではなく、経年劣化や保管状態に由来するものと推察されます。

この面の用途ですが、関連文書を欠くため、正確なところは不詳ですが、他地区の一対で使用用途例から、神楽もしくは追儺系、田植え神事での用途が推察されます。なお、この類の面は、鬼面、神楽面、鬼神面、鼻高面と様々な呼び方をされますが、地元では呼び名が伝わっていないので、その形態からの名称で鼻高面と呼ぶのが適当であると思われ、これらのように、この一対の面は、製作年代が明らかであって、人物の詳細は不詳であるが作者名も判明しており、さらに、最初の所在地が川尻氷川神社で明治合祀の際に走落神社に移されたとい

う由来も明確である等、多くの貴重な情報を持っています。面の造形はやや荒々しいですが、他に類を見ない独特の表現でありまして、当地域の地方色を表すものとして、価値があるものと思っております。

この鼻高系の面は長野県北部を中心として、日本各地に残っておりますが、近畿地方では類例が少なく、また残っていても遺存例の多くは江戸時代のもので、永禄年間という古いものは少ないです。これらの状況の中で、一対のものがほとんど完形で残っていることは貴重な例となります。

また、当初からのものかどうか不明ではありますが、彩色が鮮やかに残っており、これも工芸品として文化的な価値が高いものと思われます。これらについて、文化財保護委員から意見をいただきました。まず、指定相当であるというのは、文化財保護委員全員の一致した意見でありました。意見としまして、この資料は当地域において面を使った神事が行われていたことを物語るものである。この類の面は鬼面、天狗面系で、長野県の飯綱権現や滋賀県甲賀の資料との関連が考えられるもので、密教系の影響を受けているものとみられる。地域の宗教活動の実態を知る上でも貴重であり、また町にとって特に文化的価値が高いものと認められるので、是非とも町指定文化財とすべきである。

もう1人の意見でございます。気になる点は、面裏面に記された「川尻別当皆乗」という作者であり、これがどのような権限を持つ者であったのか、指定の後も探求を続けて続けていただきたい。宝治2年勝尾寺の般若会の興行において、舞咒のひとりとして「幸寸河尻、十五」という記事がみえ、この面を使った神事との関連が気にかかる。旧氷川神社の文書は残っていないようであるが、勝尾寺と川尻法輪寺の関連を調べてみるとともに、近世に作成された寺社吟味帳などの史料を探し出して、調査を継続していただきたい。ということで意見をいただいております。

こちらで調べたところ、旧の川尻氷川神社は江戸時代、牛頭天王社で明治維新の際に名称が氷川神社と改められています。この牛頭天王社については、江戸時代発刊の「攝陽郡談」に載っておりまして、そこでは「同郡川尻村にあり。祀るところ祇園の神に同じ。八大竜王を相殿に祀る。この竜王は自然石にしてかたち竜のごとし、正、五、九月、三節の神事、毎歳これを修す。社僧、密供をもって神石に備え祀る。供物の尽る事、生身を祀るのごとし。当郷、ついに霹靂の愁い無きもこの龍神の守護によると云えり。よって、当社の牛王を求めて、門戸に押しつけてこれを封す。その家、必ず雷の難を遁がると云えり」と載っております。

ここから、やや時代は下がりますが、この社には社僧がいたことから、面の裏の「川尻別当皆乗」とは、この牛頭天王社の別当である可能性がでできます。また、この神社が明治40年の神社合祀の際に解体されますが、そこで神石である竜王石は川尻法輪寺へ、古面は走落神社と分れておさめられたようです。

この牛頭天王の神事については中世の文書には「社の床や壁を叩く『鬼払い』という儀式が行われたと記録されています。この『鬼払い』は「鬼走り」「鬼追い」「乱声」「雷声」「本尊の肩たたき」などと称される追難行事であるとされています。この行事が各村落単位で行われる際には「オコナイ」と呼ばれて、平安時代中期以降に五穀豊穰や村落の安全を祈願する行事として行われたことが各地の記録に残っています。

以上のとおり、この文化財の作者、また伝わった由来が明らかである。現在の川尻地区とも深く関連がある資料である。希少な中世（室町時代）の製作のものである。彩色が鮮やかで髭などの表現も明確に残る。面の表現が独特で類例をみないものであることから、この文化財は豊能町文化財保護条例第4条に規定する町指定文化財（有形民俗文化財）に相当するものと考えられるため、教育委員会での議決をお願いするものであります。説明は以上です。

【教育長】

ありがとうございました。丁寧な説明をプレゼンでしていただいたところでございます。質問やご意見ございましたらお出しください。

【委員】

これはいわゆる節分の行事というイメージでいいのでしょうか。

【生涯学習課】

一般的に追儼面と呼ばれるものが後世の豆まきの鬼払いになったようですので、それによく似たものが行われていたという推察は可能でありますので、現在の節分の起源になる可能性があるということはいえると思います。

【教育長】

それでは採決に移らせていただきます。ただいま説明がありました第18号議案「豊能町指定文化財の指定について」、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、第18号議案は可決されました。次に、前回会議以降の各課からの報告に移りたいと思います。

【こども未来部長】

- ・令和6年度当初予算案の概要について

【教育総務課長補佐】

- ・義務教育学校の改修工事について

【生涯学習課長】

- ・前回会議以降の生涯学習関連のイベントについて

【教育長】

- ・能勢ささゆり学園への訪問について
- ・東地区の義務教育学校の場所のあり方について

【教育長】

次回につきましては、3月18日(月)午後2時半から予定しております。それでは以上をもちまして、令和5年度第11回豊能町教育委員会会議2月定例会を閉会いたします。本当に長時間にわたりまして、ありがとうございました。

閉会 午後4時52分